

誓約書

平成 年 月 日

兵庫県知事 様

(申請者)

住 所

氏 名

印

電話番号

F A X 番号

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

私及び私の使用人（政令で定める者に限る。）

は、「使用済自動車の再資源化等に関する

当社、当社の役員及び当社の使用人（同上）

法律」第45条第1項第1号から第7号（引取業）又は第56条第1項第1号から第7号（フロン類回収業）のいずれにも該当していません。

また 使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく、引取業、フロン類回収業の登録を受けた後は、法令等に従い適正かつ誠実に業務を遂行いたします。

なお、法令等に違反した場合は、いかなる処分を受けても異議ありません。

使用済自動車の再資源化等に関する法律第45条（第56条）第1項第1号から第7号

- 1 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 2 この法律、フロン類回収破壊法若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 3 第51条（第58条）第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- 4 引取業者（フロン類回収業者）で法人であるものが第51条（第58条）第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその引取業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- 5 第51条（第58条）第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 6 引取業（フロン類回収業）に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
- 7 法人でその役員のうちに第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの